

入札制度の一部改正について(印刷業務関係)

工事等における制限付一般競争入札の適用範囲の拡大について

本市においては、これまで工事等(※)の入札において、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を導入し、その適用業務及び適用範囲の段階的拡大を図ってきました。

当初、郵便入札を取り扱う自治体が少なかったため、本市においては、郵便入札を用いた制限付一般競争入札の適用対象は、身近に入札参加資格者としての登録事務所があり、入札方法等についての周知及び説明が容易で、かつ入札参加機会も多く、制度を容易に熟知していただける地元業者等としてきました。

しかしながら、現在、郵便入札は多くの地方公共団体において採用され、本市外等に登録事務所を有する事業者にも広く浸透していることから、入札契約のさらなる透明性の確保、入札事務の軽減・効率化等を図るため、工事等の発注方式を次のとおり改めます。

※工事等・・・工事、測量業務、設計業務及び印刷業務

〔改正内容〕

〔現行〕

予定価格 130 万円超の工事、並びに予定価格 50 万円超の測量業務、設計業務及び印刷業務の発注については、下記地域要件を設定し、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を適用する。

ただし、特殊工事等の場合など入札参加者を確保できない場合には郵便入札を用いた指名競争入札を適用する。

※制限付一般競争入札における地域要件の設定

- ・工事の場合・・・「市内業者」又は「市内業者又は(一定要件を満たす)準市内業者」
- ・測量業務及び設計業務の場合・・・「市内業者」
- ・印刷業務の場合・・・「市内業者」、「市内業者又は準市内業者」又は「市内業者、準市内業者又は県内業者」

〔改正後〕

予定価格 130 万円超の工事、並びに予定価格 50 万円超の測量業務、設計業務及び印刷業務の発注については、原則、郵便入札を用いた制限付一般競争入札を適用する。

※制限付一般競争入札における地域要件の設定

これまで制限付一般競争に付することが困難なため、指名競争入札に付したような特殊な内容の案件、又は応札者なし等により入札中止となった案件の再入札案件等については、適宜、「市内業者又は準市内業者」、「市内業者、準市内業者又は県内業者」又は「市内業者、準市内業者、県内業者又は県外業者」の地域要件を設定する。

〔実施時期〕

平成 24 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用します。

(注)

これまで制限付一般競争入札により発注してきた工事等と同内容の案件については、本改正後においても、基本的にはこれまでと同様の地域要件の設定となります。